耐火建築物が満足すべき技術的基準

社団法人 日本ツーバイフォー建築協会

耐火建築物（法第２条第九号の二）

- 主要構造部（法第２条第五号）
  - 耐火構造とする（法第２条第九号の二 イ（１））　ルートA
    - 通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要とされる耐火性能を有する壁、柱、床その他の建築物の部分の構造（法第２条第七号）
    - 政令で定める技術的基準に適合（令第107条）
      - 大臣が定めた構造方法
        - 耐火構造の構造方法を定める件（H12建告第1399号）
      - 大臣認定を受けた構造方法　（当協会の大臣認定による耐火構造）メンブレン型耐火構造
  - 政令で定める技術的基準に適合（法第2条第九号の二 イ（2））
    - 屋内において発生が予測される火災による火熱に火災終了まで耐え、且つ当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に火災終了まで耐える。
    - 耐火建築物の主要構造部に関わる技術的基準（令第108条の3）
      - 耐火性能検証法（令第108条の3第１項第一号）　ルートB
        - 耐火性能検証法に関する算出方法に定める件（H12建告第1433号）
      - 大臣認定を受けた高度な検証法（令第108条の3第１項第二号）　ルートC
- 外壁開口部（法第２条第九号の二 ロ）
  - 延焼のおそれのある部分に防火設備を設ける
    - 政令で定める技術的基準に適合（令第109条の2）
      - 大臣が定めた構造方法
        - 防火設備の構造方法を定める件（H12建告第1360号）
      - 大臣認定を受けた構造方法

出典：2004年 枠組壁工法による木質複合建築物 設計の手引

H22. 2. 1